

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
28	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

八女市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、当該ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益保護のために取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

福岡県八女市長

公表日

令和7年8月5日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1)八女市電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付事務(5万円)【令和5年2月28日終了】 (2)八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付事務(3万円)【令和5年11月30日終了】 (3)第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付事務(7万円)【令和6年3月31日終了】 (4)八女市低所得世帯支援給付金の給付事務(均等割のみ世帯10万円)【令和6年6月30日終了】 (5)八女市低所得子育て世帯支援給付金の給付事務(こども一人あたり5万円)【令和6年6月30日終了】 (6)令和6年度新たに市町村民税均等割非課税となる世帯等への給付金及びこども加算給付金の給付事務(一世帯あたり10万円、こども一人あたり5万円)【令和6年10月31日終了】 (7)定額減税に係る調整給付金の給付事務(定額減税で減税しきれない方へ差額分給付[1万円単位])【令和6年11月30日終了】 (8)低所得世帯支援給付金及びこども加算給付金の給付事務(一世帯あたり3万円、こども一人あたり2万円)【令和7年6月30日終了】 (9)令和7年度定額減税補足給付金の給付事務(差額分:当初調整給付との差額分給付[1万円単位]または定額分:一人あたり4万円)【令和7年11月30日終了予定】 ※終了日は申請書等受付締切日の1カ月後
③システムの名称	・Acrocity住民基本台帳 ・統合宛名システム ・中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

特定公的給付に関するファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	01_行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1の135の項 02_行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第74条 03_公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 第10条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	01_行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第19条第1項第8号 別表第2の121の項 02_行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第59条の4

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	健康福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	八女市総務部総務課文書法制係 八女市本町647番地 0943-23-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	八女市健康福祉部福祉課福祉総務係 八女市本町647番地 0943-24-8030
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年6月30日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [○] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
	当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐ <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	宛名システムやその他の業務システムにおいて、記録されている特定個人情報のうち業務上必要のない特定個人情報に、各業務担当者がアクセスできないようにアクセス制御を行う。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月26日	表紙 評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	事後	事務名の変更に伴うもの
令和5年12月26日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	八女市は、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関する事務において特定	八女市は、電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務に	事後	事務名の変更に伴うもの
令和5年12月26日	I-1-①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の給付に関する事務	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	事後	
令和5年12月26日	I-1-②事務の概要	「令和4年度子育て世帯等臨時特別支援事業支給要領の改正について」(令和4年9月26日	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)の増額・強化について」	事後	事務の根拠及び事務名の変更に伴うもの
令和5年12月26日	I-2特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金対象者ファイル	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金対象者ファイル	事後	事務名の変更に伴うもの
令和5年12月26日	II-1対象人数(基準日)	令和4年9月30日時点	令和5年6月1日時点	事後	事務基準日の変更に伴うもの
令和5年12月26日	II-2取扱者数(基準日)	令和4年9月30日時点	令和5年6月1日時点	事後	事務基準日の変更に伴うもの
令和6年2月6日	表紙 評価書名	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年2月6日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	八女市は、電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務に	八女市は、第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年2月6日	I-1-①事務の名称	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	事後	
令和6年2月6日	I-1-②事務の概要	「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(重点交付金)の増額・強化について」	令和5年11月2日の閣議決定により「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」が追加	事後	事務の根拠及び事務名の変更に伴うもの
令和6年2月6日	I-2特定個人情報ファイル名	電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金対象者ファイル	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金対象者ファイル	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年2月6日	II-1対象人数(基準日)	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	事務基準日の変更に伴うもの
令和6年2月6日	II-2取扱者数(基準日)	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事後	事務基準日の変更に伴うもの
令和6年3月13日	表紙 評価書名	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年3月13日	表紙 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	八女市は、第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に	八女市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年3月13日	I-1-①事務の名称	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金の給付に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による	事後	
令和6年3月13日	I-1-②事務の概要	令和5年11月2日の閣議決定により「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」が追加	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年3月13日	I-2特定個人情報ファイル名	第2期八女市電力・ガス・食料品等価格高騰対策低所得世帯支援給付金対象者ファイル	特定公的給付に関するファイル	事後	事務名の変更に伴うもの
令和6年6月19日	I-1-②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3	事前	事務の終了及び追加に伴うもの